**２－（９）部会規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条の規定により設置する部会の業務及び構成等について必要な事項を定め、もって部会の円滑な運営を図ることを目的とする。

（種　　類）

第２条　本組合に次の業種別の部会を置き、組合員はすべてその営んでいる主要な事業に関する部会に属する。

(1)　○○部会

(2)　○○部会

(3)　○○部会

(4)　・・・・・・

（事　　業）

第３条　部会は、次の事業を行う。

(1)　情報及び意見の交換

(2)　調査及び研究

(3)　組合が行う事業に対する協力

(4)　先進地の視察及び親睦を深めるための旅行並びに懇親会等の開催

(5)　組合運営に対する要望並びに助言

(6)　○○○○

(7)　前各号の他部会の目的達成のための必要な事業

（部会長及び副部会長）

第４条　部会に部会長１人、副部会長○人以内を置く。

２　部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。

３　部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

（部会の招集）

第５条　部会は、部会長が招集する。

２　部会は、少なくとも年○回以上開催するものとする。

３　部会員は必要があると認めたときは、何時でも部会長に対し部会の招集を請求することができる。

（部会の議事）

第６条　部会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第７条　部会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

２　理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

３　前項の書面には、重要と認められる小数意見があったときはこれを記載しなければならない。

（そ の 他）

第８条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。